

市政トピックス

5月1日～7日は
「憲法週間」です

名古屋家庭裁判所事務局
総務課庶務係 ☎052(223)0994

憲法記念日（5月3日）を中心とした5月1日～7日を、裁判所では憲法週間と定めています。

これは、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

法務省や検察庁、弁護士会などの協力を得て、全国各地の裁判所では、例年、憲法週間の時期に法廷等見学ツアーや各種説明会などの行事を積極的にを行っています。

憲法週間の行事への参加をきっかけとして、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深め

刈谷医師会認知症市民フォーラム ～地域で支える認知症～

- ▶とき 5月13日（日）
開演 午後1時 終了 午後4時30分
- ▶ところ 刈谷市総合文化センター
アイリス 2階大ホール
- ▶定員 1,000人（入場無料・予約不要）
- ▶内容
 - 特別公演 「対応に困る認知症の症状の対処の仕方について」（医療法人さわらび会福祉村病院老年科副院長 伊苺弘之氏）
 - パネルディスカッション
（座長：さくら中央クリニック 鈴木一正氏
パネリスト：石川内科院長 石川平八氏、半城土とみやクリニック院長 富安齊氏、同認知症担当 吉村優里氏、刈谷豊田総合病院 菱川望氏、刈谷病院院長 平野千晶氏、医療法人さわらび会福祉村病院老年科副院長 伊苺弘之氏）
 - 認知症相談会
各包括支援センターブース（会場内）
- ▶問合せ 刈谷医師会 ☎22-1622 土・日曜日を除く午前9時～午後5時30分

ていただければ幸いです。

間もなく、「裁判員制度」が始まってから3年が経過します。裁判所では、国民の皆さんにとって裁判がより利用しやすく分かりやすいものとなるように、裁判の制度や仕組みについて、幅広い広報活動を行っています。

【裁判例情報、司法統計、見学・傍聴案内等の各種情報】裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>)
【裁判員制度の詳しい情報】裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)

自動車税の納税をお忘れなく

県西三河県税事務所 自動車税グループ ☎0564(27)2712

5月31日(木)は、自動車税の納期限

です。

4月1日現在、自動車をお持ちの人に、5月上旬に県から納税通知書が送られてきますので、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。

なお、名義変更・廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車について納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに行われていない可能性がありますので、お早めにご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

※市役所内の指定金融機関の窓口ではお取り扱いできませんのでご注意ください。

固定資産税・都市計画税についてのお知らせ

税務課 資産税係（内線136）

地方税法の改正により土地に対する税負担の調整措置（負担調整措置）が次のように改正されました。

- ▼平成24年度・25年度分の住宅用地・特定市街化区域農地の負担水準の改正

- ◎小規模住宅用地・一般住宅用地・特定市街化区域農地

（原則）今年度課税標準額÷評価額×特例率

ただし、負担水準の値にに応じて、以下のとおり負担の調整を行います。

- ①負担水準が90%～100%（昨年までは80%～100%）の場合↓前年度の課税標準額を据え置きます。
- ②負担水準が90%（昨年までは80%）未満の場合↓前年度課税標準額+（評価額×特例率×5%）

ただし、計算した額が90%（昨年までは80%）を上回る場合は90%（昨年までは80%）相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とします。

◎雑種地・非住宅用地等については従来どおりです。

（原則）今年度課税標準額÷評価額×70%
ただし、負担水準の値に応じて、以下のとおり負担の調整を行います。

- ①負担水準が60%～70%の場合↓前年度の課税標準額を据え置きます。
- ②負担水準が60%未満の場合↓前年度課税標準額+（評価額×5%）

ただし、計算した額が60%を上回る場合は60%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とします。

以上につきましては、固定資産税・都市計画税課税明細書をご参照ください。

今年度の固定資産税・都市計画税の第1期納期限は5月31日です。納税通知書は5月中旬にはお手元に届きます。

市政トピックス

TEL 0566-83-1111(代表)
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

	平成24年3月分まで		平成24年4月分から
全部支給	41,550円	→	41,430円
一部支給	41,540円～9,810円	→	41,420円～9,780円
2人目加算	5,000円	→	5,000円
3人目以降加算	3,000円	→	3,000円

平成24年4月1日から、児童扶養手当の月額が次のとおり改定されました。(年平均の全国消費者物価指数を基に改定)

児童扶養手当の月額が変わりました

子ども課 子育て支援係(内線223)

▼申込み 5月7日(月)～28日(月)までに子ども課へ。

講座種目	会場	定員	日程(6月～11月)
パソコン講習(初級)	名古屋 豊橋	各20人	土曜日(全15回)
医療事務	名古屋	40人	土曜日(全15回)
経理事務	名古屋	20人	土曜日(全15回)
ヘルパー2級	名古屋	30人	土曜日(全8回) ※自宅学習(58時間)、介護実習等(30時間)あり

※定員を超えて応募があった場合は抽選となります。
 ※募集要領と申込書は、家庭児童相談室または子ども課窓口で配布します。

▼受講料 無料(ただし、教材費・交通費は自己負担)

母子家庭の母等の自立を促進するため、就職に結びつく可能性の高い技能や資格の講習会が行われます。
 ▼対象者 県内在住の母子家庭の母と寡婦の人で、就業意欲があり、全日程出席できる人

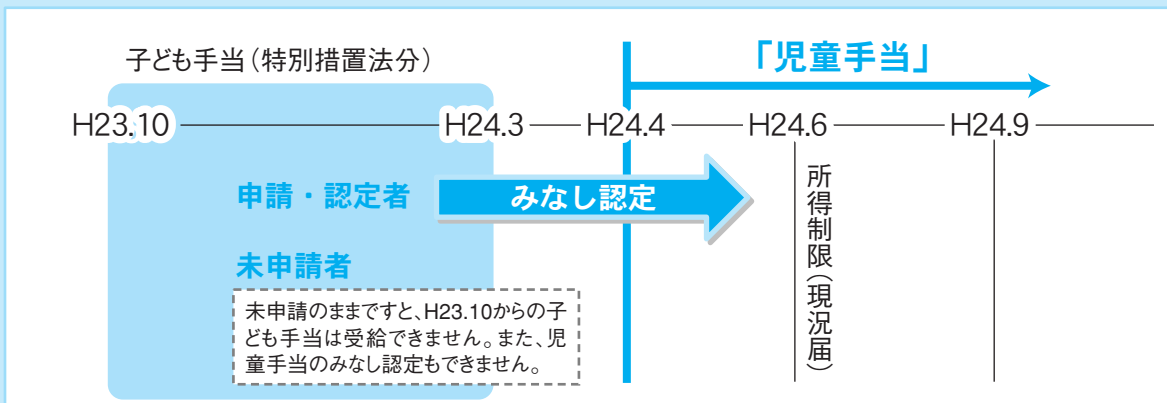
母子家庭等就業支援講習会

社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会(☎052(915)8862)

子ども手当が「児童手当」に変わりました

今年の4月からこれまでの子ども手当が「児童手当」に変わりました。平成23年10月以降、改めて子ども手当認定通知書がお手元に届いている人は、平成24年4月以降も引き続き児童手当の受給者として認定(みなし認定)されています。子ども手当からの主な変更点は、手当の名称が変わること、6月分の手当から、新たに所得制限が加わることです。所得制限の内容は決定次第、広報等でお知らせします。

○子ども手当(子ども手当特別措置法分)の申請期間が延長されました。
 平成23年10月分～24年3月分までの子ども手当(子ども手当特別措置法分)の申請期間が平成24年3月末から9月末まで延長されました。
 平成23年10月1日現在で受給資格のある人は、申請されないと、同年10月分からの子ども手当が支給されず、また平成24年4月から児童手当も支給されません。受給資格のある人はお早めに申請をお願いいたします。また、ご不明な点は子ども課までお問合せください。
 ▼問合せ 子ども課 子育て支援係(内線224)



ふとんの洗濯・乾燥サービス

長寿介護課 長寿企画係（内線147）

在宅で寝たきりやひとり暮らしの高齢者、重度障がい者の人が使用している寝具の洗濯、乾燥を無料で行います。

▼対象者

① おおむね65歳以上のひとり暮らしの人

② おおむね65歳以上で介護保険の要介護4・5の認定を受けた人

③ 身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A判定の人

▼内容 掛ふとん・敷ふとん・毛布各1枚の洗濯・乾燥（ただし、羽毛ふとんなど特殊なものは除きます。）

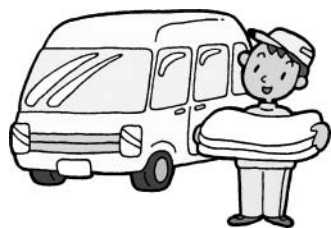
▼実施日

（回収日） 5月22日（火）・23日（水）

（配達日） 5月25日（金）

▼申込み 5月15日（火）までに長寿介護課へ。

※過去に利用したことがある人は電話申込みも可能です。



みんなでつくろうわがまちを!

町内会加入のご案内

▼町内会とは

町内会は、町などの一定区域に住む人々の意思に基づいて結成された任意団体で、市内には31の町内会があります。（町内会の無い地域はありません）

▼町内会の必要性

地域の安心安全で明るく住みよいまちづくりには、お住まいの地域で実施される活動に積極的に参加し、ともに助け合い、協力をしていくことが大切です。

東日本大震災のような大規模災害の発生が、東海地区でも危惧されています。市職員や消防職員などがすぐに現地に駆けつけることができるのは限りません。いざという時、頼りになるのは身近なご近所さんです。

町内会は、皆さんの生活に密接な自主活動を行っていますので、積極的に

に町内会に加入してくださるようご案内します。町内会への加入等のお問合せは、各町区長さんまでご連絡ください。

▼問合せ 協働推進課 協働人権係（内線334）



町名	氏名	住所	電話	町名	氏名	住所	電話
長篠町	石川 夙	長篠町丸山28-26	82-4104	八ツ田町	池田 博	八ツ田町荒子135	81-2734
山 町	坂野 彰	東栄1-33	81-9421	牛 田 町	岡田 伊藏	牛田町西屋敷99-5	82-1301
山屋敷町	田中 新	山屋敷町山屋敷45-1	83-2817	南 陽 区	杉浦 利明	新池1-50	82-5000
中 山 町	黒田 文雄	中山町神狭間23-10	82-2163	八 橋 町	平澤 信幸	八橋町弁財天44	82-8531
中 町	伊藤 孝	中町中61-3	82-2911	来迎寺町	野村 幹夫	来迎寺町足軽7	82-0350
新地町	三宅 守人	新地町吉良道東3	81-0033	昭和1丁目	竹内 鉦八	昭和1丁目15-2	81-2178
本 町	神谷 正明	桜木町桜木72-2	83-0848	昭和2丁目	田中 弘造	昭和2丁目10-5	81-2279
宝 町	岡田 浩	宝町塩搦51-1中央マンション知立501	82-5995	昭和3丁目	竹口 保徳	昭和3丁目7-3	81-2356
西 町	山田 計行	西町落合1-7	82-4863	昭和3丁目1	下川 照明	昭和3丁目1-1 (32-401)	82-8114
逢妻町	畑田 徹	逢妻町桜7-14	81-4463	昭和4丁目	櫻木 鋭到	昭和4丁目13-2	82-4605
西丘町	津田 鎮福	西丘町西丘14-3	82-4667	昭和5丁目	沖田 洋治	昭和5丁目10-23	82-8378
上重原町	岡田 鈴夫	上重原町本郷67	080-3675-6974	昭和6丁目	久保田忠邦	昭和6丁目1 (58-103)	83-2605
弘法町	北村 信人	上重原町小針125-8	82-8764	昭和7丁目	高笠原晴美	昭和7丁目1 (43-406)	83-1805
西中町	藤井かな奈	西中町天神48	81-9682	昭和8丁目	石川 博文	昭和8丁目1 (24-304)	81-7321
新林町	吉田純一郎	新林町欠敷3-6キングスコート203	84-4664	昭和9丁目	大野 吉伸	昭和9丁目4 (14-403)	83-1279
谷 田 町	木村 嘉廣	谷田町北屋下122	82-3682				

（平成24年4月1日現在）

市政トピックス

TEL 0566-83-1111(代表)
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

知立市観光協会の ホームページを開設しました

市観光協会は知立市の観光情報を発信するホームページを開設しました。

まつりなどのイベント情報やグルメ情報など知立市の魅力が満載です。

「知立再発見」として市民や観光客の皆さんが発見した知立の新たな魅力を掲載するページもありますので、多くの情報提供をお待ちしています。(情報は内容を精査して掲載します。)

また、広告バナーへの掲載企業も募集予定です。詳細は募集開始時に観光協会ホームページでご案内します。

<http://chiryu-kanko.com/>



▶ 問合せ 観光協会事務局
 (経済課内 内線211・212)

民生委員・児童委員は、地域福祉向上のために、困っている人からの相談や行政との橋渡し、一人暮らしの高齢者の見守り活動、紙おむつや歳末義援金の配布、学校関係の会議への参加、小学生の登下校時の安全パトロール、さらに障がい者、高齢者の災害時要援護者台帳の作成等住民の立場に立った活動を展開しています。民生委員・児童委員には守秘義務があり、「広げよう地域に根ざした思いやり」のキャッチフレーズのもと、安心して住み続けられる地域づくりに努めています。気軽に相談ください。

市観光協会では、知立市のイメージアップおよび観光事業の振興を図ることができるとして、後援等を行います。また、当該事業については観光協会ホームページなどを利用して、PRを行います。

『知立を盛り上げたい』『知立の魅力を発信したい』等熱い思いのある事業の申請をお待ちしています。

▼区分 後援・推薦

▼申請方法 当該事業実施日の14日前までに、申請書およびPR原稿に必要事項を記入のうえ、観光協会事務局へご提出ください。(審査のうえ、承認書を交付します。)

5月12日は民生委員・児童委員の日です

福祉課 保護援護係(内線143)

あなたの活動を応援します

観光協会事務局(経済課内 内線211)

へお問合せください。

▼受講申請書等の配布 5月14日(月)から各消防署(予防係)、県民生活プラザで配布します。

▼受講手数料 4千700円(愛知県証紙により納付)

▼申込み 5月14日(月)～31日(木)までに所定の封筒で郵送してください。

講習日	開催会場	講習種別		
		給油取扱所	特定事業所	一般
6/25(月)	ウィルあいち(名古屋市)	午前		午後
6/26(火)	〃	午後		午前
6/27(水)	〃		午後	午前
6/28(木)	〃			午前・午後
6/29(金)	〃	午後		午前
7/2(月)	〃		午前	午後
7/3(火)	〃			午前・午後
7/4(水)	〃	午前		午後
7/6(金)	稲沢市民会館	午前		午後
7/12(木)	ライフポートとよはし	午後		午前
7/18(水)	高浜市立中央公民館	午後		午前
7/20(金)	刈谷市産業振興センター	午前		午後
7/27(金)	大府市勤労文化会館		午前	午後

▼とき・ところ 左表のとおり

(社)愛知県危険物安全協会連合会
 (☎052(96)6623)

第1回危険物取扱者
保安講習会

救命講習会(5月開催分) 大切な人の命をつなぐ心配蘇生法。自信を持ってできるよう救命講習会に参加しましょう。

会場	安城消防署	知立消防署
講習会名	普通救命講習会Ⅲ	普通救命講習会Ⅰ
開催日時	5月19日(土) 午前9時～正午	5月20日(日) 午前9時～正午
定員・受講料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	5月5日(祝) 午前9時～ (☎75-2494) 救急係へ	5月5日(祝) 午前9時～ (☎81-4144) 救急係へ
対象者	碧南・刈谷・安城・知立市および高浜市在住、在勤の人でいずれの会場でも受講できます。	
内容	普通救命講習会Ⅰ 心肺蘇生法(気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法など 普通救命講習会Ⅲ 小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置 ※救命講習会を団体で受講される場合は、最寄の消防署へお問合せください。	

▶ 問合せ 衣浦東部広域連合消防局消防課 (☎63-0135 ホームページ <http://www.kinutoh.jp/>)

愛知県車両電気配線装置製造業
最低工賃の改正

愛知労働局労働基準部 賃金課
(☎052(972)0258)

県内で車両電気配線装置製造業に従事する家内労働者の人に適用される最低賃金が、次のとおり改正されました。

■効力発生の日 平成24年3月17日
※最低工賃額：次の表の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

内容	規格	金額
〈カプラー差し〉 電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むこと。	20cm以下	36銭
	20cmを超え50cm以下	43銭
	50cmを超え2m以下	50銭
	2mを超える	57銭
〈チューブ通し〉 電線の被覆を保護するたため丸チューブを電線の端から差し入れること。	15cm以下	26銭
	15cmを超え50cm以下	51銭
	50cmを超え1m以下	61銭
〈防水栓通し〉 カプラーにはめ込む前に防水栓に電線を通すこと。(手工具を使用せず行うものに限る)		41銭

適用される家内労働者は、県内で車両電気配線装置製造業に係るカプラー差し、チューブ通しおよび防水栓通しの業務に従事する人です。これら家内労働者に委託する委託者(県内外に問わず)は、右記の最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

総合治水をご存知ですか？
5月15日(火)～21日(月)は総合治水週間です

□特定都市河川流域に指定されました
県は、「総合治水対策」をより確実に推進するため、二級河川境川・逢妻川・猿渡川に流れ込む流域を、特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川流域として指定しました。(平成24年4月1日施行)これにより田畑など締め固められていない土地で行う500㎡以上の開発は許可が必要となります。

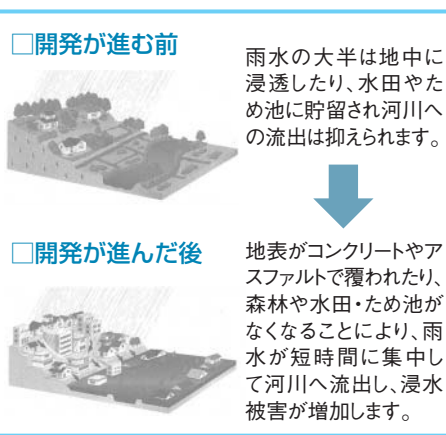


▼問合せ 県建設部河川課(☎052(954)6555)・市役所土木課(内線452)

□進む開発と高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには雨水を一時的に溜めたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水流出量を抑える働きをしています。しかし、今日では開発が進み、地表がコンクリートやアスファルトなどに覆われ、短い時間で多くの雨水が河川へ入ってくるようになり、洪水の危険性が増しています。

このため、山林や田畑を保全していくことが、河川や下水道の整備と合わせて、非常に重要になっていきます。



□浸水被害を防ぐための総合治水対策

洪水や浸水を防ぐため、川幅を広げたり、川底を掘るなどの河川改修を行っています。ただ、それだけでは、急激な開発によって増加する雨水を安全に流すことができません。そのため流域内に雨水を貯めたり、地下に浸透させる施設をつくり、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすことが必要です。このように、「河川の改修」と「流域内での対策」さらに洪水や浸水が起きた時の「警戒避難体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止を図ることを「総合治水対策」といいます。境川流域では、昭和58年から県や近隣市町と共にこの対策を行っています。

□家庭でもできる取り組み

市では洪水や浸水の防止を図ることを目的に家庭でもできる取り組みを推奨しています。降った雨を屋根の樋から集め雨水貯留タンクに貯めたり、駐車場などの舗装を透水性にするなどして川に短時間で雨水が流れないように対策を行う人に対して、補助金を交付する制度があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

□ビジュアルボードフェア

雨水被害や対策の様子などの総合治水対策を皆さんに理解していただくために写真や図を用いたパネルの展示を行います。

▼とき・ところ 8月25日(土)～30日(木) 中央公民館ロビー / 9月8日(土)～13日(木) 知立建設事務所ロビー

□洪水ハザードマップのご活用を

洪水ハザードマップには過去の豪雨によって浸水被害が確認された区域や浸水が予想される区域を掲載しています。また避難場所、避難の時に通行が危険と思われる箇所なども記しています。

日常から大雨などの危険時に備えてどこかのルートで避難するか、近所に浸水の予想される箇所があるかなど一度現地を見ておくことも大切です。

○ハザードマップは土木課または市ホームページで閲覧できます。

□総合治水に関する問合せ

土木課 土木係(内線452)

総合治水ホームページ
<http://www.sougo-chisu.jp/>